

# 令和4年度 臼杵市クラウド型電話交換機(PBX)導入及び 庁内電話のモバイル化に関する環境構築業務委託 仕様書

## (1)業務名

令和4年度臼杵市クラウド型電話交換機(PBX)導入及び庁内電話のモバイル化に関する  
環境構築業務委託

## (2)目的

臼杵市(以下「本市」という。)の臼杵庁舎(以下、「本庁舎」という。)に設置している電話交換機(以下「PBX」という。)は、耐用年数が経過し更新のタイミングを迎えています。

また、本庁舎は、南海トラフ地震等に伴う津波想定区域にあり、その中で現在のPBXは本庁舎に設置されていることから津波等の災害発生時には機能しなくなることが予想されます。

そのため、本庁舎に設置しているPBXの更新に関しては災害に強い設備とするためクラウド型PBXの導入をすることとしました。

しかしながら、本庁舎以外の公共施設に設置しているPBXは、導入年度が異なることから更新年度も異なり、全てを一括でクラウド型PBXに持っていくことができません。そのため、耐用年数経過までは、今後、本庁舎以外のPBXについても更新年度に合わせて全てを本事業により導入したクラウド型PBXに順次移行することとします。

さらに、本年4月に策定した「臼杵市DX推進計画」に基づき、庁内のペーパーレスに向けたフリーアドレス等の導入のために固定電話の見直しを実施する必要があります。その上で、クラウド型PBXの導入に伴い職員に配布している携帯についても更なる利活用及び庁内電話の内線化を実施するために同時にスマートフォンに更新を行うものとします。

## (3)業務の内容

本業務の内容は、クラウド型PBX及び職員用スマートフォンに必要な機器などの調達とその構築を行うものとする。

## (4)システムの導入期限

令和4年12月からシステムを運用するため、同年11月30日までに前記の全てを完了すること。

## (5)システムの利用期間

クラウド型PBXシステムの利用期間はシステム導入完了から10年間を予定している。

なお、本庁舎以外のPBXについては耐用年数経過までは既存設備を利用し、耐用年数経過後に本システムを利用することとする。また、本庁舎以外の耐用年数は別添「既存電話ネットワーク及び各拠点機器更新予定年度」のとおりとする。

また、スマートフォンについては3年間と予定している。

## (6)システムの仕様

### ①クラウド型PBX

- ・クラウドとする
- ・本庁舎以外のPBXの既存設備と連携できること
- ・本庁舎以外のPBXの耐用年数経過後にクラウドPBXに順次移行できること
- ・本事業で導入する職員用スマートフォンで内線電話等が連携できること
- ・スマートフォンからの発信においても代表電話が相手方に表示されること
- ・受電電話交換場所が自由に設定できること
- ・代表電話の切り替えがインターネット等を活用し自由に設定できること
- ・グループ内線が作れること
- ・各拠点の移行に伴いch数を変更できること
- ・ダイヤルインと内線番号の紐づけができること

### ②職員用スマートフォン

スマートフォンはインターネット通信できるデータ通信機能を有しており、同一機種とすることとし、下記条件のものを400台導入する。

- ・スマートフォンは防水機能を有すること
- ・スマートフォンのデータ通信については、1台あたり5GB/月以上含まれているプランとすること。
- ・スマートフォンの通話は国内(固定・携帯含む)無制限プランとすること。
- ・液晶フィルム、充電器を400式用意すること。
- ・料金プランについては、運用開始後に使用状況の調査を行い、費用適正化のためのプラン変更を可能とすること。
- ・スマートフォンは、生体認証又は暗証番号等を利用したロック等のセキュリティ機能を有すること。
- ・内蔵カメラを有していること。
- ・スマートフォンからの通話及びデータ通信は、国内において4G、5G での接続が可能であること。
- ・スマートフォンは、Android11以上 又は iOS15 以上の OS がインストールされていること。
- ・スマートフォンは、NFC(Near field communication)が対応していること
- ・職員間及び市民等とのコミュニケーションができ、閲覧者の既読・未読の確認ができるツールの導入すること
- ・本市として不要なアプリは削除すること。また、ZOOM、Webex、Skypeの会議用アプリを導入しておくこと。
- ・スマートフォン導入にあたり機器管理のためのMDM(Mobile Device Management)サービスを導入し、必要な支援を行うこと。
- ・スマートフォンには、ウイルス対策ソフトを導入すること
- ・導入するスマートフォン全台にキitting作業を実施すること
- ・スマートフォンはデザリングが可能であること
- ・スマートフォンが内線電話にできること。また、3個以上の内線番号を所持できること
- ・任意のタイミングで内線がならないようにすること(今後対応でも可)

### ③その他必要機器

- ・既存PBXおよびモバイルスマートフォンの接続するために必要な機器等は準備すること

## (7)構築など

### ①構築など

- ・機器などの搬入がある場合は、本市と調整の上、受注者の負担で本市の開庁日に実施すること
- ・搬入先は別途協議すること
- ・梱包や運送のための段ボールなどは、受注者にて撤去すること

### ②動作確認、テスト

- ・動作確認やテスト内容は本市と事前に協議し、確認結果やテスト結果は本市の承認を得ること

### ③運用マニュアル、手順書

- ・本システムの運用に必要な操作マニュアルを管理者向けと利用者向けの2種類を作成し、提出すること

### ④操作教育

- ・前項で作成したマニュアルを元にした操作教育の説明会を、期限内に本市の庁舎内で実施すること
- ・説明会は、管理者向け、利用者向けと別に実施すること
- ・利用者向けの説明会は1回1時間程度とし、利用者の都合に配慮し最大5回程度開催すること

### ⑤その他

- ・スマートフォンの利活用及びスマートフォンを活用することによる固定内線電話の今後の利活用についても提案をすること